

令和2年9月17日

私立幼稚園・認定こども園 設置者 各位

大阪市こども青少年局子育て支援部
管理課幼稚園運営企画担当課長

認可外保育施設を利用した際の施設等利用費の請求について（依頼）

平素より幼児教育の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「子育てのための施設等利用給付認定制度」による預かり保育の無償化において、認可外保育施設の利用についても給付の対象となる園（以下、「対象園」という。）におかれましては、認可外保育施設利用分の請求書類についても取りまとめをお願いしているところですが、今般、コロナウイルス感染症による休園等の救済措置により対象園が増加したことを受け、次のとおり請求の際の必要書類と注意事項等をお知らせいたします。

なお、無償化の対象でない認可外保育施設の利用については償還払いの対象とはなりませんので、あらかじめご承知おきください。

記

1 無償化の対象となる認可外保育施設及び請求に必要な書類

【無償化の対象として市町村が「確認」をした次の施設】

対象となる施設・事業名	請求に必要な書類
認可外保育施設	「特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書」（別添1）
一時預かり事業（幼稚園型以外）	公立 「特定子ども・子育て支援提供証明書」（別添2）と「一時預かり事業利用料等領収証」や「休日実施保育利用料等領収証」
	私立 「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」（別添3） または 「特定子ども・子育て支援提供証明書」（別添4）と「領収書」
病児・病後児保育事業	公立 「特定子ども・子育て支援提供証明書」（別添2）と 「病後児保育事業利用料等領収証」
	私立 「大阪市病児・病後児保育事業利用決定通知書（申請者用）」 （別添5）
ファミリー・サポート・センター事業	「援助提供活動内容確認書（領収書）〈依頼会員用〉」（別添6）

※領収証を兼ねている提供証明書は領収証添付不要です

2 無償化の対象として市町村が「確認」をした施設について

市町村は、無償化の対象として確認を行った施設を公示することとなっています。
本市においては次のとおり無償化の対象施設をホームページにて公表しています。

【認可外保育施設】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000025982.html>

【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000482894.html>

【病児・病後児保育事業】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000483226.html>

【ファミリー・サポート・センター事業】

※すべてのファミリー・サポート・センター支部が対象

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000370/370655/fami-sapo-rist.pdf>

また、無償化の対象施設へは、本市の事業担当部署より請求に必要な書類（別添1～6）をそれぞれ配付しておりますので、園からお渡しいただく必要はありません。

取りまとめいただく際の参考として別添1～6を送付しています。

3 令和2年4～6月分の請求に認可外保育施設利用が含まれている場合について

4～6月分の請求については、すでに9月11日（金）の期日までに本市にご提出いただいているところですが、「1 無償化の対象となる認可外保育施設及び請求に必要な書類」で示した必要書類が揃っていない場合や、無償化の対象ではない施設の利用分については支給することができません。

すでにご提出いただいた請求書類に不足がある場合は、**10月9日（金）**までに不足書類をご提出いただきますようお願いいたします。

2 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（幼稚園運営企画）

（担当：森内）

Tel. 06-6208-8077